

市民委員会資料

請願第8号 富士見公園内の川崎競輪場整備に関する請願

資料 川崎競輪場再整備について

経済労働局

平成26年3月17日

1 競輪場再整備の方針

富士見周辺地区整備基本計画 (H20.3策定)

●競輪場整備の方向
「公園との調和に配慮した上で、既存バンクを活用し現位置でコンパクト化するとともに、できる限り多目的な活用をめざします。」

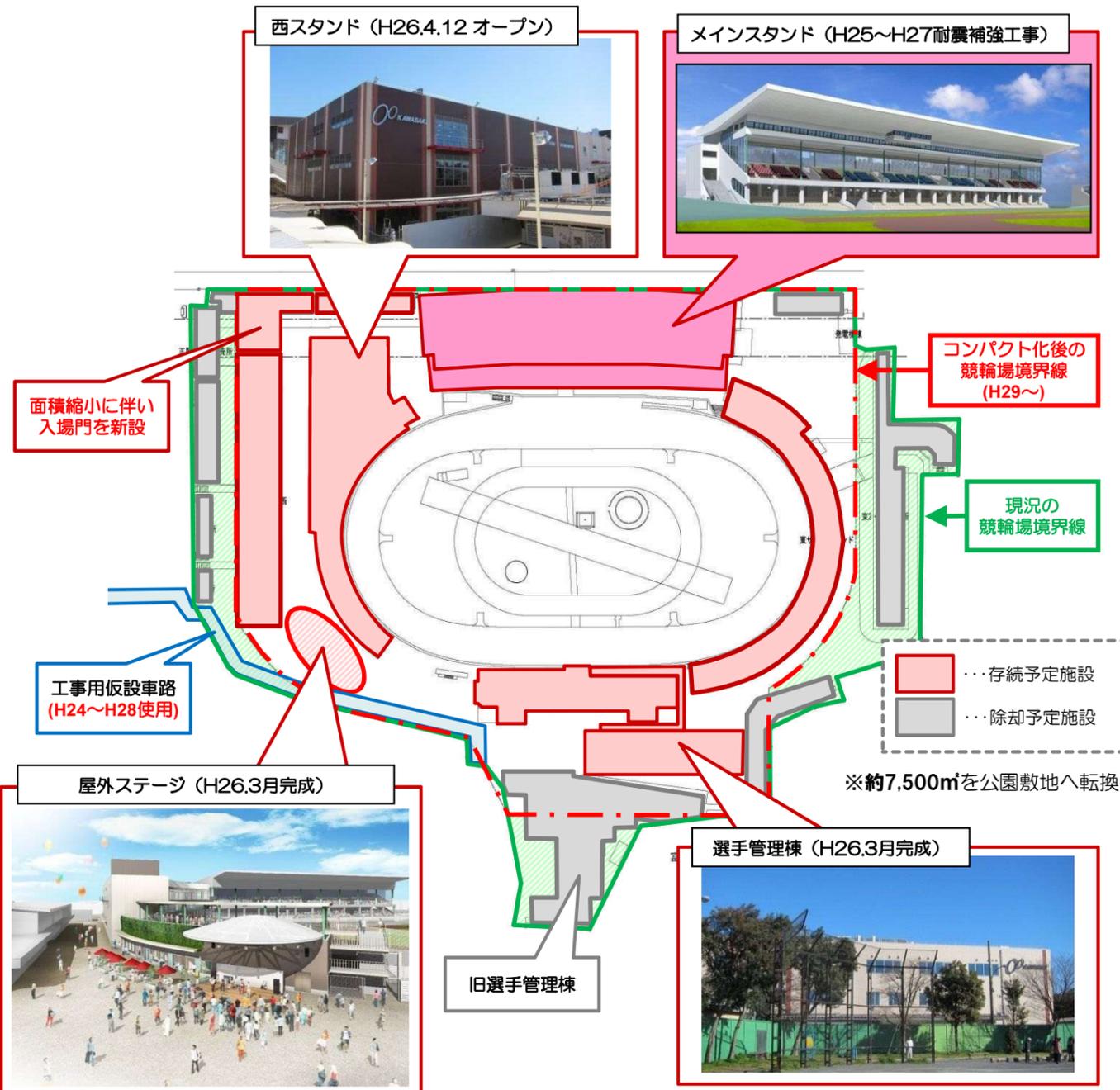
富士見周辺地区整備基本計画に基づく整備の考え方 (H22.3策定)

●競輪場整備の方向
「事業費・持続可能な事業運営・財源確保等を総合的に判断し、競輪施設等整備事業基金を財源として、既存バンクを活用しながら、第1段階のコンパクト化と将来のコンパクト化という段階的な整備を進めていきます。」

川崎競輪場再整備基本計画 (H22.9策定)

●「公園との一体感を感じられる空間づくり」、「持続可能な事業運営の確立に向けた施設づくり」をメインコンセプトとして第1段階のコンパクト化を行い「富士見周辺地区のまちづくり」に貢献

2 競輪場再整備の進捗状況 ※数字は年度



3 メインスタンド耐震化

1 メインスタンドの現況

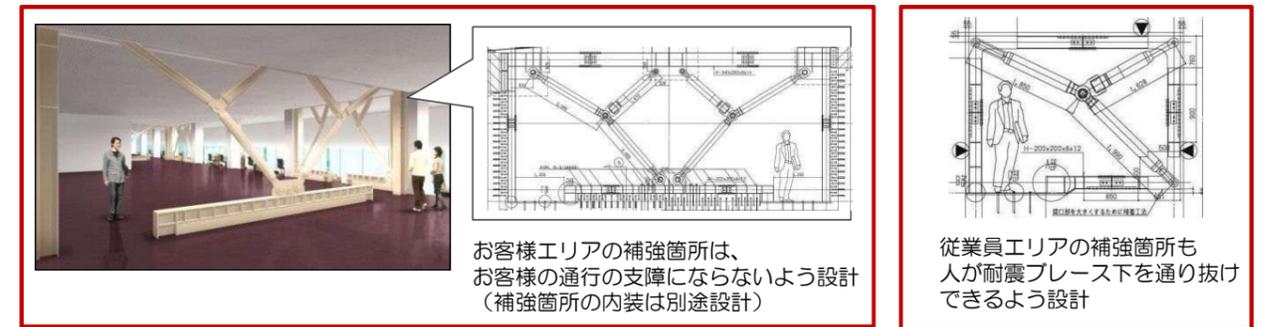
- 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造6階建の建築物。
- 審判室・テレビ室・電算機室(コンピュータ室)などの競輪運営用諸室と投票所・特別観覧席など来場者向け設備で構成
- 平成19~20年度に緊急耐震補強工事を実施(工事費約1.7億円)
- 平成23年の東日本大震災による被害なし
- 平成27年度末までに耐震強度をCランクに引き上げる必要あり
※「耐震改修促進法(平成18年1月改正)」に基づく「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画(平成20年2月策定)」による特定建築物(床面積1,000㎡以上かつ3階建以上の観覧場)に該当するため
- ※本市の耐震診断分類では、建物の耐震強度について次のように定めている。(構造耐震指標Is値…構造体の耐震性能を表す指標)
Aランク…構造耐震指標Is値が0.3未満で、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
Bランク…構造耐震指標Is値が0.3以上0.6未満で、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
Cランク…構造耐震指標Is値が0.6以上で、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

2 耐震補強工事の概要

●メインスタンド建替には次の課題があることから、第1段階のコンパクト化では耐震補強工事を実施

メインスタンド 全面改築の 課題	法的 規制	●メインスタンドは多層階とする必要があるが(多くの競輪場のメインスタンドは5階建又は6階建)競輪場敷地は都市計画法により都市計画決定された公園区域内にあることから、公園施設以外のメインスタンドのような多層階かつ堅固な建物を建設することは、都市計画法により制約を受ける。 ※4階建以上の施設、地下階を有する施設、鉄筋コンクリート造の施設は建設不可
	財源	●メインスタンドの全面改築には40億円程度の費用が見込まれる。
	事業 継続	●メインスタンドは競輪場の中核機能を有していることから、現在の位置に全面改築する場合、工事期間中の競輪開催は非常に難しく、経営面に大きな影響がある。

- 川崎市耐震改修構造判定検討委員会は耐震改修設計が適切に行われていると判定済
- 耐震強度を学校校舎と同程度に向上(構造耐震指標Is値が0.7以上)
- 耐震ブレース設置や耐震壁の新設・補強は従業員用エリアを中心とし、お客様エリアへの影響を極力回避



●屋内階段(1~6階直通)を1基新設(災害時避難機能向上のため)

3 将来のコンパクト化

- 第1段階のコンパクト化で経営体質の強化を図り、本市財政への貢献を進めるとともに整備基金への積立を実施
- メインスタンドの全面改築は、「将来のコンパクト化」で実施し、公園区域への転換面積を増加
- メインスタンド全面改築に当たっては市民の多目的利用の推進を図る。

4 選手宿舎について

- 現在の選手宿舎(小向会館)は、平成11年3月に建築(鉄筋コンクリート造5階建)
- 選手宿舎を新たに公園内に設置することはせず、既存の選手宿舎を今後も活用
- 競輪場の敷地外に選手宿舎がある競輪場は、川崎競輪場を含め全国に9場(川崎、弥彦、前橋、千葉、小田原、名古屋、福井、岸和田、熊本)
- 平成25年度のG1・Gプレース7開催のうち、3開催は競輪場の敷地外に選手宿舎がある競輪場で実施(高松宮記念杯、寛仁親王牌、日本選手権)



5 地下駐車場について

- 現在、競輪場来場者用駐車場は川崎球場駐車場を使用(約130台)
- テニスコート下部に200台程度の整備を想定している共用駐車場の、競輪来場者用の駐車場としての活用も検討
- 競輪場敷地内に地下階の競輪場で使用される建築物(地下駐車場を含む)の建設は不可(都市計画法に基づく制約)